

令和 8（2026）年度子育て支援員研修事業及び放課後児童支援員等研修事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、栃木県（以下「県」という。）が実施する「子育て支援員研修事業」及び「放課後児童支援員等研修事業」の業務受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 8（2026）年度子育て支援員研修事業及び放課後児童支援員等研修事業業務委託

(2) 委託業務の内容

- ① 令和 8（2026）年度子育て支援員研修
- ② 令和 8（2026）年度放課後児童支援員認定資格研修
- ③ 令和 8（2026）年度放課後児童支援員等資質向上研修

※詳細は、別添「令和 8（2026）年度子育て支援員研修事業業務委託仕様書」及び「令和 8（2026）年度放課後児童支援員等研修事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結した日から令和 9（2027）年 3 月 31 日（土）まで

(4) 委託契約金額の上限

15,203,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号に該当しない者であること。
- (6) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できるものであること。

3 手続き等

(1) スケジュール

① 実施要領等の公表

令和 8（2026）年 4 月 27 日（月）

② 実施内容等に関する質問受付期限

令和8（2026）年4月30日（木）12時 必着

③ 質問に対する回答（ホームページ公表）

令和8（2026）年5月7日（木）予定

④ 参加表明書等の提出期限

令和8（2026）年5月13日（水）12時 必着

⑤ 企画提案書等の提出期限

令和8（2026）年5月21日（木）12時 必着

⑥ 審査結果の通知・公表

令和8（2026）年5月28日（木）

⑦ 契約の締結

令和8（2026）年6月上旬（予定）

(2) 質問書の受付

① 提出期限 令和8（2026）年4月30日（木）12時 必着

② 提出書類 質問書（様式1）

③ 提出方法 電子メール（提出後、届いているかの確認を電話にて行ってください。）

④ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

⑤ 注意事項 受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

(3) 企画提案書等の受付

① 提出期限 令和8（2026）年5月21日（木）12時 必着

② 提出書類

ア 企画提案書（様式4）

イ 見積書（任意様式）

※必要な経費の全額を示すとともに、各事業の内訳がわかるように記載すること。

※人件費等の各事業共通の経費については按分し、各事業の内訳に記載すること。

ウ その他

参加希望者の名称、所在地、連絡先、活動目的、活動実績及び組織体制を記載した書類又はパンフレット等

③ 提出方法 持参又は郵送

（受付時間は、平日の9時から17時まで※最終日5月21日（木）のみ、12時まで）

④ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

※副本に社名は記載しないこと。

⑤ 注意事項

ア 企画提案書は、1者1提案とし、提出期限後の追加・修正・差し替えは一切認めない。

イ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがある。

4 審査・選定方法

(1) 審査方法

- ① 別に定める選考委員会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書等を総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。
- ② 応募申請が1者の場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別表の審査基準のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和8（2026）年5月28日（木）に文書で通知するとともに、栃木県公式ホームページ上に公開する。

(4) その他

選考委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

- (1) 本業務の仕様は、企画提案された内容を基本とし、県と契約候補者との協議により最終的に決定する。
なお、協議が整わなかった場合は契約を締結せず、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 最終仕様の決定後、栃木県財務規則等の関係法令に基づき、委託契約を締結する。

6 その他

- (1) 提出は1者1提案とする。
- (2) 提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 次の場合は失格とする。
 - ① 応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合。
 - ② 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。

7 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館5階）

栃木県保健福祉部 子ども政策課 子ども・子育て支援班

電話：028-623-3063

FAX：028-623-3070

E-mail：kodomu-kosodate@pref.tochigi.lg.jp

(別表)

審査項目	審査基準
1 遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・事業計画、スケジュールが実現可能であるか。・必要な人員が確保され、適正かつ円滑な業務実施体制が取られているか。・研修目的を理解し、事業の基本的な知識を有しているか。・個人情報保護の取組等、適切な業務管理が行えるか。・類似事業実績をどの程度有しているか。・災害等（天災、感染症流行等）に対する対応及びその対策が適切か。
2 提案内容	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業の目的・趣旨に沿った提案となっているか。 <p>【研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・研修目的、仕様書の内容に合致しているか。・受講者の理解が深められるよう工夫されているか。・認定資格の各研修区分に応じた知識の習得を図るための内容となっているか。 <p>【研修日程・会場】</p> <ul style="list-style-type: none">・効率的かつ効果的な日程となっているか。・受講者の勤務実態や利便性を考慮した日程・会場となっているか。 <p>【講師選定】</p> <ul style="list-style-type: none">・講師の選定方法、選定基準が妥当か。・適切な講師を確実に確保することが可能か。
3 費用の積算	<ul style="list-style-type: none">・見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。